

収集運搬

自ら運搬

事業者自ら産業廃棄物を運搬する場合は、許可業者と同様に産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。以下のように運搬する車両の表示および書面の備付け（携帯）が必要です。

車両の表示

表示項目

- 産業廃棄物の収集運搬車である旨の表示
- 排出事業者名

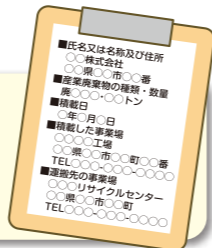
注意点

- 鮮明であること
- 両側面に表示すること
- 識別しやすい色の文字であること



書面の備付け（携帯）

法定記載事項を記載した書面（マニフェストでも可）



主な産業廃棄物処理基準

- 産業廃棄物が飛散したり流出したりしないようにすること。
- 収集運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

処分

産業廃棄物処分業者の施設に搬入され、さまざまな方法で処分されます。産業廃棄物の種類に応じて、許可を持っている業者と委託契約を締結してください。

不適正処理が発生した場合の事業者のリスク

自社の廃棄物の不適正処理が発生

1. 刑事責任・行政処分

- ・法律違反による拘禁刑等の罰則
- ・措置命令等の行政処分
- ・原状回復への対応や費用負担

2. 経済、社会的信用失墜

- ・信頼性、社会的評価に打撃
- ・取引停止や倒産リスク
- ・住民・顧客からの信用喪失

3. 環境汚染、健康被害

- ・有害物質による環境汚染
- ・火災・爆発等の事故発生リスク
- ・健康被害に対する賠償

事業ごみは、収集運搬業者に回収してもらったら終わりではありません。廃棄物処理法により、排出事業者は産業廃棄物が適正に処理されるよう処理状況の確認に努めなければなりません。



許可業者情報

廃棄物の処理を委託する場合は、松山市・愛媛県ホームページをご活用ください。

松山市の許可情報

一般廃棄物



産業廃棄物



愛媛県の許可情報

産業廃棄物



不用品回収を行う違法な業者にご注意ください!!

無許可業者に廃棄物の処理を委託した場合、法律違反になります。必ず許可を確認しましょう。

問い合わせできます

一般社団法人えひめ産業資源循環協会

〒790-0005 松山市花園町7番地3 花園ビル3階
TEL 089-986-3450 FAX 089-986-3451
Mail : info@ehimesanpai.or.jp
HP : https://www.ehimesanpai.or.jp/



注意が必要な廃棄物

小型充電式電池

詳しくは松山市HP → 「事業所から出る小型充電式電池を含む電子機器の処分について」



- 小型充電式電池を含む電子機器がごみに混入していると、処理の過程で大規模な火災につながる可能性があります。
- 廃棄する際は、取扱いに十分注意してください。



リサイクルマーク



具体例 モバイルバッテリー、携帯ゲーム機、電動歯ブラシ
スマートフォン、電子たばこなど

- 処理方法**
- メーカーでリサイクルが行われている場合は、メーカーに相談してください。
 - 一般社団法人 JBRC に登録することで、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池を回収する仕組みがあります。回収できる製品には条件がありますので、JBRC ホームページ等でご確認ください。
 - 産業廃棄物の許可業者に依頼する場合は、小型充電式電池の使用機器であることを伝えた上で、処理を委託してください。 →ごみ分別早見表[バッテリー]欄(P.23)参照

事業活動に伴って排出されるものは、松山市役所の支所、市民サービスセンターなどに設置しているリサイクルBOXに入れなくてください。

家電4品目（家庭用機器）

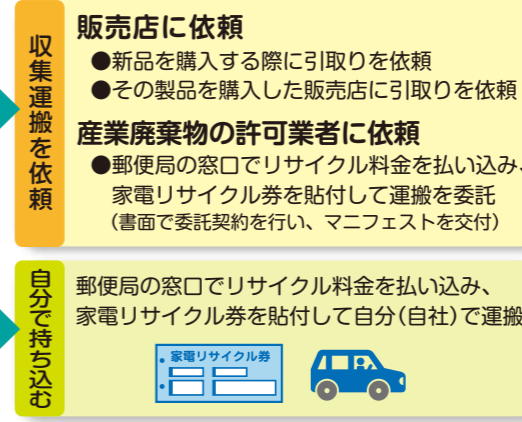
- 一般家庭向けに販売されたテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機などの家電4品目(家庭用機器)は、事業所で使用したものであっても家電リサイクル法の対象です。

※業務用の冷蔵庫・冷凍庫、業務用エアコンはフロン排出抑制法の対象となり、事前に都道府県の登録業者にフロン類の回収を依頼し、引取証明書の交付を受けてから廃棄する必要があります。

具体例



処理の流れ



指定引取場所

※どちらでも持ち込めます。 ※あらかじめ営業時間をご確認ください。

名称：金城産業株式会社
所在地：松山市北吉田町349-1
問合せ先：089-972-3303

名称：四国西濃運輸株式会社 松山支店
所在地：東温市上村甲980
問合せ先：089-990-1313

家電リサイクルのお問合せ先：一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター ☎0120-319640

PCBを含む廃棄物

詳しくは松山市HP → 「ポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物の保管・処理方法」

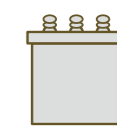


PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、人工的に作られた油状の化学物質で、電気機器の絶縁油などに使用されています。自然界で分解されにくく、その毒性が社会問題となり、現在は製造や輸入が禁止されています。 PCB が含まれる電気機器等は、適正に保管し、特別管理産業廃棄物(PCB 廃棄物)として速やかに処分しなければなりません。

低濃度基準	トランス・コンデンサ	可燃性(塗膜・汚泥等)の汚染物
	0.5mg/kg 超～ 5,000mg/kg 以下	0.5mg/kg 超～ 100,000mg/kg 以下



トランス(変圧器)



コンデンサ(蓄電器)

PCBを含む電気機器等を新たに発見した場合は、松山市廃棄物対策課へ報告してください。
TEL : 089-948-6959 Mail : sanpai@city.matsuyama.ehime.jp